

かわにし

春、新たな気持ちで
一歩前へ

- 会員企業紹介 02
- 隠れた名店めぐりレポート 03
- 川崎西税務署からのお知らせ 04
- 地方税のお知らせ 06
- 税制改正大綱 08
- 川崎西法人会 活動報告 10
- ChatGPTのご紹介 11
- 法人会からのお知らせ 12
- 行事予定、新入会員紹介 14
- 無料相談、KAWANISHI NEWS 15
- 多摩区・麻生区DATA、編集後記 16

王禅寺ふるさと公園

法人会会員 地域の元気な 企業 紹介

多摩区

有限会社ホープフル

<業務内容>
川崎新田ボクシングジム運営・興行プロモート
〒214-0014 川崎市多摩区登戸2929
TEL: 044-932-4639
http://www.nittagym.com/



代表取締役の新田渉世さん

すべては“負けに負けるな”から始まった

小田急線・向ヶ丘遊園駅から徒歩6分ほどのところにある「川崎新田ボクシングジム」で、トレーニングに汗を流す人たちが、ボクシングの厳しく近寄りたがたいイメージとは一転、そこには和気藹々とした雰囲気が流れていた。彼らに気さくに話しかけているのが、川崎新田ボクシングジム創業者で、会長を務める新田渉世さんだ。12歳で漫画『あしたのジョー』に感銘を受け、18歳で金子ジムに入門。大学在学中にプロデビューし、1996年に32代東洋太平洋バンタム級王座を獲得。引退後、米国生活、サラリーマン生活を経て、2003年にジムを開業した。「あらゆる世代にとって ジムが『街角の学校』のような存在になれば、誰にとっても『居場所』は大切です」と、顔をほころばせる。

現在、小学生から70代まで約200人の会員たちが汗を流す。昨今の健康志向の高まりで一般会員も多い。小学1年生から始められる「キッズコース」には学校にうまく馴染めない子どもたちもいる。

「最初は挨拶もできなかった子たちが、先輩たちと接しているうちに大きく成長していきます。ここには世代や立場を超えて自然に学び合える環境があると、力説する。

「負けに負けるな」は、新田さんの座右の銘だ。勝利のために苦しい練習に耐え、命がけで闘うボクシング。勝敗によりその後の人生が大きく変わる。自身も3度のタイトル挑戦に失敗し、「負け」との向き合い方を身をもって知った。

「ある時、ふとこの言葉が降りてきたんです。『負け』は全てがダメなんじゃない。そこからいくらでも這い上げられる」と実感もこもる。

新田さんはジムから、日本王者・東洋太平洋王者などを多数輩出する一方、執筆・講演・テレビ出演などを通じ、「地域密着とボクシングを通じた人間教育」も提唱する。現在、川崎西法人会副会長、多摩区観光大使など地域の公職につき、精力的に活動する。

「川崎フロンターレ」とも交流を重ねている。元日本ライトフライ級・フライ級チャン

ピオン黒田雅之さんの引退セレモニーがフロンターレ戦のハーフタイムで盛大に行われた。「川崎から世界へ」を掲げて共に手を携えていく。

2023年4月からは立教大学院スポーツウエルネス学研究科に入学した。「これまでの集大成を学術的な論文として世に送り出したい。選手経験のある僕だからこそ書けることがあると思うんです」と、意気込む。

相手を打ち負かして勝ちを取りに行くボクシング。最後に敵とハグを交わすのは、同じリングで苦しみを味わった「同士」だからこそ。シンプルなスポーツがゆえに根源的な魅力がある。そう語る新田さんの目は、いつしか少年のような目に戻っていた。

今後は選手たちが練習に専念できる職場環境づくりに向けて、積極的に企業に働きかけていくという新田さん。「ジムから世界王者を輩出したい」と勝ちにもこだわる。ボクシングに惚れ込んだ男の夢はまだまだ尽きることがない。



1 川崎新田ボクシングジムは青空に溶け込むような青と白が特徴の建物だ。2 最も多いのは好きな日時に自由に練習できる「一般コース」。「女性クラス」や「オヤジクラス」などのグループコースも好評だ。3 これまで川崎西税務署の広報大使にも度々任命されている。写真は2022年1月の任命式にて（左より、石本力川崎西税務署長（当時）、新田さん、2023年1月に現役を引退した元日本スーパーバンタム級王者の古橋岳也さん、2022年6月に現役を引退した元日本ライトフライ級・フライ級王者の黒田雅之さん、新田ジム所属・第2代日本ミニマム級ユース王者の伊佐春輔選手、吉澤光孝副署長（当時））。

隠れた名店めぐりレポート

いつのまにかオープンしていたお店や、隠れ家的存在のお店、かわにし編集スタッフいちおしのお店などを不定期にご紹介します。

WELCOME!
OPEN

vol.18 隠岐島出身オーナーのカフェで島旅気分を En-Gawa Cafe

どこか懐かしい雰囲気ガラスの引き戸をガラガラと開けると、優しいグリーン色の壁に、温もりある縁台のような座席、色とりどりのポップなライトが温かな雰囲気で迎えてくれた。

2022年6月にオープンした「En-Gawa Cafe」は、全国の島の食材が楽しめるカフェだ。小田急線・向ヶ丘遊園駅南口から徒歩約7分、住宅地にさしかかったところに店を構える。

「祖母の家にあった縁側のような場所をつくりたくて。内と外が曖昧で、お隣さんがひょっこり現われて自然に雑談が始まる…。ここが垣根を越えて人と人を結ぶような場所になったら」と語るのは、オーナーの吉田裕之さん。自身も島根県隠岐の島町の出身だ。

カフェで使う食材には、出身地の隠岐諸島で漁獲されたスルメイカや小アジはもちろん、伊豆大島のウツボや保戸島のマグロなどが登場し、離島に足を運ばずして島旅気分を楽しむことができる。一つの島にフォーカスした「島セット」や、さまざまな島の食材

を取り入れた「島めぐり御膳」などを、縁側のようにゆったりとした時間が流れる同店ではいつ来ても食べられる。ふくぎを使った島のハーブティや種子島の黒糖を使ったラテ、奄美大島のミキを使った健康ドリンクなど、ドリンクメニューだけでも島の景色が見えるようだ。

「カフェのコンセプトを考えていた時、若い頃はあんなに出たく



上/オーナーの吉田さん。五島列島の「ばらもん風」と一緒に。左/優しい緑色の壁とインテリアの流木で島気分。右/島のパンフレットも多数あり。情報の発信基地にもなっている。右下/店内では島の物産なども取りそろえる。



上/「島のミックスフライ膳」1485円は一番人気。八丈島のお母さんたちの作ったムロアジのメンチカツと隠岐近海の小アジのフライがメインのセット。右下/伊豆大島春巻き2本748円・3本1078円。特産の明日葉とカツオがたっぷり。



左/隠岐行きのフェリーで販売している清酒「隠岐誉ワンカップ」660円。右/「ジャキジャキいかのきも醤油漬け」605円。新鮮な隠岐のイカを使用。ご飯が何杯も進む。※価格はすべて税込。

て仕方がなかった島が、自分のアイデンティティであることに気づきました」と、笑顔で語る。大学進学を機に18歳で島を出て上京。伊勢丹に就職してから約30年、50歳を過ぎて早期退職を決めた時には、以前から興味があったカフェを開こうと心に決めていた。退職後の3年間はカフェ開業の学校へ通い、生産地をまわり、インテリア雑貨を買い集め…と必死だった。出身地の島、伊勢丹時代に培ったセンスと経験の全てが、このカフェに凝縮している。「帰って寝るだけの場所だった地元の見え方が、カフェを始めてから変わりました。今後はここが、地域で輝く星々の一つとなって、地域を盛り上げていけたら」

もちろん、島との関わりも続けていくつもりだ。「あくまでも僕のやり方で、背伸びすることなく」と、照れ笑いしながら語る吉田さん。島への思いも忘れなかった。

En-Gawa Cafe

川崎市多摩区登戸3056 TEL.070-8512-9035
営業時間 11:30-20:00 休火・水曜 無休
https://www.instagram.com/engawa_cafe_noboritoyuen/



給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税について

源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和6年度税制改正の法案が成立し施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施され、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。



定額減税特設サイト

定額減税の概要

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

（注）「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」といいます。）は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

定額減税に関するご相談・お問い合わせ窓口

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）
全国一律の料金でご利用いただけます。

※ 間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意ください。

※ 個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話していただき面接予約をお願いします。

所得税の定額減税に関する説明会開催のお知らせ

川崎西税務署では、源泉徴収義務者の方に向けた「令和6年分所得税の定額減税説明会」を以下の日程で開催します。

1【会場】 **麻生区役所** 4階第1会議室（定員30名）
川崎市麻生区万福寺1-5-1（小田急線新百合ヶ丘駅北口徒歩2分）

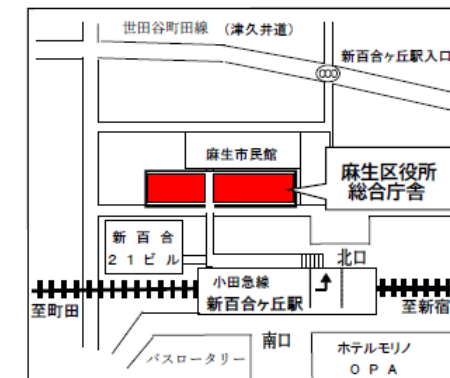
【日時】

令和6年3月26日（火） 13:30～15:00

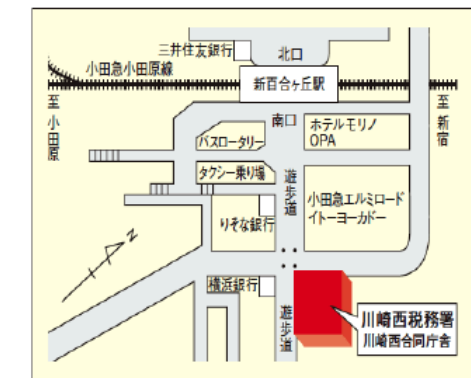
2【会場】 **川崎西税務署** 3階会議室（各回とも定員50名）
川崎市麻生区上麻生1-3-14（小田急線新百合ヶ丘駅南口徒歩3分）

【日時】

	午前の部	午後の部
令和6年4月4日（木）	10:00～11:30	13:30～15:00
令和6年4月17日（水）	10:00～11:30	（午前の部のみ）
令和6年4月22日（月）	（午後の部のみ）	13:30～15:00
令和6年5月9日（木）	10:00～11:30	13:30～15:00



＜麻生区役所案内図＞



＜川崎西税務署案内図＞

※ いずれも令和6年分所得税の給与収入にかかる源泉徴収税額からの控除についての実施方法等の説明です（事前予約制）。

ご来場の際には、公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

※ 最新の開催日程は、国税庁のホームページをご確認ください。

※ 定員になり次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。

【申込方法】

LINEによるインターネットシステム（事前予約システム）によりご希望の会場・時間をお申し込みください。※電話による予約も可

国税庁 LINE 公式アカウントはこちら⇒



【問合せ先】

川崎西税務署 法人課税第1部門（源泉所得税担当）

TEL044-965-4911（代表）

※音声ガイダンスに沿って「2」を選択し「定額減税説明会について」とお伝え下さい。



神奈川県から納税者の皆様へ大切なお知らせです



県税事務所及び自動車税管理事務所本所の
窓口の受付時間は
午前9時から午後4時30分まで
となっております。

※自動車税管理事務所の各駐在事務所は、午前8時30分から午後5時15分までです。

令和6年4月1日からは、受付時間外にご来所いただいても、
お手続きを行うことができませんので、ご注意ください。

◎ 次の手続きは、窓口にご来所いただかなくても可能です。
ぜひ、ご利用ください。

法人二税の申告・納税

法人県民税・法人事業税等の申告や納税は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて行うことができます。

※神奈川県では、eLTAXによる電子納税を推進しています。



その他の県税の納税

個人事業税、不動産取得税および自動車税種別割は、スマートフォンなどで電子納税ができます。



納税証明書の交付請求

個人事業税、法人県民税・事業税等および自動車税種別割の納税証明書は、県の電子申請システム「e-kanagawa 電子申請」から交付請求できます。



県民の皆様へのお願い

- 電話でのお問い合わせは、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けていますが、できるだけ午前9時から午後4時30分までの間にお願います。
- 県税に関する手続きは、郵送や電子申請（申告）のご利用をお願いします。詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。



大法人のみならず

eLTAXによる電子申告が義務化されます！

■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人

次の内国法人が対象となります。
① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度から適用

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

電子申告義務化についての詳細は、
eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



◆本広告は、地方税共同機構が作成した電子申告義務化に関するお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

令和3年（2021年）
1月提出分から

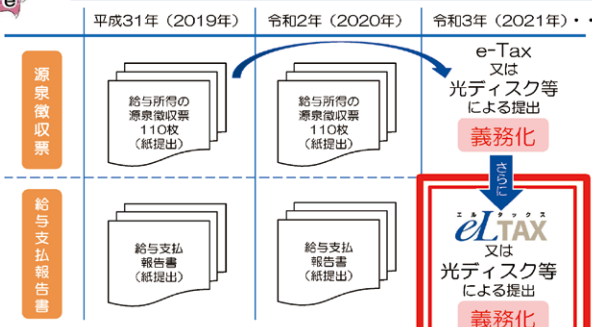
給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による
提出義務基準が引き下げられました！

概要

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。



例えば、平成31年（2019年）1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和3年（2021年）1月の給与支払報告書は、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。



留意事項

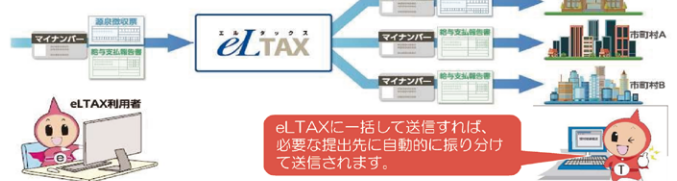
○給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の光ディスク等の提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
国税庁ホームページ： <http://www.nta.go.jp/index.htm>

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

◆本広告は、地方共同機構が作成した給与支払報告書の提出義務基準の変更のお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

給与支払報告書・源泉徴収票の
提出はeLTAXで!!!

eLTAXを利用することで、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信することができます。



eLTAX一括して送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けて送信されます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXの利用時間	8：30～24：00 （土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。） ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日にご利用いただけません。
メールによるお問い合わせ	eLTAXホームページの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
電話によるお問い合わせ	受付時間 9：00～17：00 （土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。） 0570-081459（ヘルプデスク） 03-5521-0019（上記の番号でつながらない場合）

令和6年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現在は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2)賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール
税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6)外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1)事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1)定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2)適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしななければならないとの要件が不要とされます。

②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

(イ)設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。

(ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。

④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4)住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

①40歳未満であって配偶者を有する者
②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5)既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1)プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を收受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2)国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3)国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4)高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5)適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6)登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

川崎西法人会 活動報告

「令和6年 賀詞交歓会のつどい」を開催しました

1月17日、ホテルモリノ新百合丘において「令和6年 賀詞交歓会のつどい」を開催し、多数のご来賓の方々にご臨席いただくとともに、当会会員を含む96名の方々にお集まりいただきました。

田村精一会長の挨拶に始まり、ご来賓の菊池正純川崎西税務署長、伊藤弘川崎市副市長、三瓶清美川崎商工会議所専務理事よりご祝辞をいただき、乾杯は中澤公太神

奈川県税事務所長よりご発声をいただきました。

会場の和やかな雰囲気の中、会員による新年の交歓が行われました。



1. 挨拶をする田村精一会長
2. ご来賓の菊池正純川崎西税務署長
3. ご来賓の伊藤弘川崎市副市長
4. ご来賓の三瓶清美川崎商工会議所専務理事
5. 乾杯のご発声は中澤公太神奈川県税事務所長より
6. 和やかな雰囲気に包まれた会場

神奈川県法人連合会の賀詞交歓会が開催されました

一般社団法人神奈川県法人連合会の「令和6年新年賀詞交歓会」ならびに「令和5年 叙勲・納税表彰受章祝賀会」が、1月25日に横浜ベイシェラトンホテル&タワーズで開催され、来賓・会員合わせて220名が参加しました。

高橋神奈川県連会長による新年の挨拶で開会し、来賓を代表して漢昭宏東京国税局課税第二部長、黒岩祐治神奈川県知事、および亀井たかつぐ神奈川県議会副議長が挨拶。

その後、旭日双光章を受章された梶川修司川崎南法人会相談役をはじめ、今年度の表彰受章者が壇上に上がり、記念品の贈呈が行われました。



黒木政人横浜中税務署長のご発声による乾杯後の懇親会で他会との交流を行い、当会からは田村会長が出席いたしました。

スマホ一つでビジネスが変わる ChatGPT 活用で広がる中小企業の可能性

AIは、すでに見える形・見えない形で至る所で活用されています。その中で、人の問い掛けに対して、巨大な情報をもとに人が分かる形で応える生成AIが急速に広がりました。以下は人とAIが会話をしている例です。生成AIは、人の五感に関わるすべての分野で活用が広がっています。イラストや絵を描いたり、音楽を作ったり、さらには動画生成も実現しました。

00:00



質問1

中小企業が ChatGPT を活用するメリットは？



回答1

中小企業の大きなメリットは、効率化と創造性の向上です。移動中でもメール作成や文書整理が可能になり、限られたリソースを最大活用できます。



質問2

具体的な活用例を教えてください。



回答2

例えば、営業資料の作成です。特徴やメリットを伝えるテキストを素早く作成し、営業活動をスムーズに進めます。



質問3

ChatGPT の活用で、企業はどのように変革しますか？



回答3

ChatGPT の活用は、業務の自動化に留まらず、ビジネスの質そのものを変えます。創造的なアイデア生成や、新しいビジネスモデルの構築にも貢献し、不要な会議も減る事でしょう。ただし、最終的な判断は人の手に委ねられるべきです。

私たちは常に進化し、ビジネスの新しい可能性を探求する準備ができています。

中小企業の皆様、一緒に未来を築いていきましょう！

Message



広報・IT委員会では、時代の変化を急加速するAIや、その他の注目すべきことを事業で活用するための勉強会を開催し、当会ホームページでも発信していきます。 <https://www.kawasakinishihojinkai.or.jp/>



第12回

通常総会・懇親会のお知らせ

日時 2024(令和6)年6月12日(水)

15:30 第12回通常総会

17:30 懇親会

令和6年度の通常総会を上記日程で開催いたします。
詳細につきましては、5月連休明けにご案内させていただきます。

青年部会・女性部会

創立30周年記念事業開催のお知らせ

日時 2024(令和6)年9月4日(水)

14:30 記念講演(新百合トウェンティワンホール)

16:30 記念式典(新百合トウェンティワンホール)

18:00 記念祝賀会(ホテルモリノ新百合丘)

当会 青年部会・女性部会は、1994年3月の立ち上げから創立30周年の節目を迎えます。
現在、実行委員会を立ち上げ、青年部会・女性部会ならではの記念事業となるよう、鋭意検討を進めております。
会員の皆様には詳細が決定次第、改めてご案内申し上げますので、何卒ご予約を賜りたくお願い申し上げます。

日本料理 拍屋

川崎市多摩区登戸3506番地
RIVERSIDE POINT 2階
TEL 044-911-3191
営業時間 10:00~21:00
定休日 月曜(祝祭日は翌日)

法人会 年会費の自動引き落としについて

当会年会費の自動振替契約をされている方は、来る令和6年4月23日(火)に令和6年度分(令和6年4月~令和7年3月)の年会費について以下の区分に基づく会費額をご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。
なお、領収書の発行は省略させていただきます。



区分	資本金	年会費の額
正会員	500万円未満	9,000円
	500万円以上 800万円未満	13,200円
	800万円以上	18,000円
	多摩区・麻生区に事業所を有する 医療法人、学校法人、宗教法人、 NPO 法人、公益法人等	9,000円
賛助会員	一律	6,000円

※同一代表者が複数の事業者でご入会の場合、2社目以降の会費は異なります。

お問い合わせは 川崎西法人会事務局 TEL: 044-980-4131
info@kawasakinishihojinkai.or.jp FAX: 044-980-4646

公益社団法人
川崎西法人会

川崎西法人会会員様ご優待のお知らせ

PET-CTがんドックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんドックです。早目のご予約を、お待ち申し上げます。



◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性度を診断・治療診断・高い安全性

- 正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。
- 月曜日~土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。PET-CTがんドックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり
~ PET-CTがんドック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受診者除く) ~

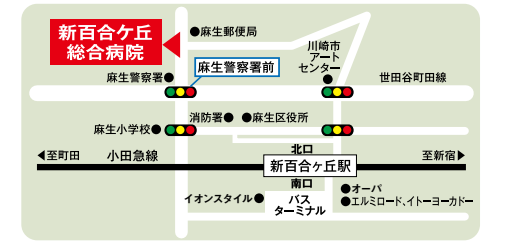


◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。
※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。
“がん”の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイリスクな方に重点的にお勧めします。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。
脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。



南東北グループ 医療法人社団 三成会
新百合ヶ丘総合病院

〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255
☎0120-700-098

event schedule **行事予定** 2024(令和6)年 4月~6月

行事名	開催日	時間	会場
第18回全国女性フォーラム・広島大会	4月18日(木)	14:00 ~ 19:00	広島グリーンアリーナ
新設法人説明会☆	4月17日(水)	13:30 ~ 16:20	川崎西税務署3F
決算法人説明会☆	4月18日(木)	13:30 ~ 16:20	川崎西税務署3F
定額減税説明会☆	5月13日(月)	15:00 ~ 17:00	新百合21ホール第2会議室
第5回かわさきWESTオープンゴルフ	5月30日(木)	9:00 ~ 16:00	よみうりゴルフ倶楽部
新設法人説明会☆	6月6日(木)	13:30 ~ 16:20	川崎西税務署3F
決算法人説明会☆	6月7日(金)	13:30 ~ 16:20	川崎西税務署3F
第12回通常総会	6月12日(水)	15:30 ~ 16:30	ホテルモリノ新百合丘7F
総会懇親会	6月12日(水)	17:30 ~ 19:30	ホテルモリノ新百合丘7F

※「☆」の付いている事業は一般の方も歓迎します
 【お申込み】 法人会事務局 TEL : 044-980-4131 E-mail : info@kawasakinishihokai.or.jp

new member **新入会員紹介** 2023(令和5)年 12月~2024(令和6)年 2月

ブロック名	法人名	代表者名	業種	所在地	電話・URL
多摩	マミーポポ	津末 敬子	雑貨	川崎市多摩区登戸 1911-2	044-767-4500
オーダーメイドや入学入園グッズ承ります。お洋服の修理も承ります。					

水銀灯に代わる照明 無電極ランプ
 1/3の消費電力 60,000時間の長寿命 水俣条約クリア照明
 節電照明はニッケン **メール便・ポスティングもお任せください!**


株式会社ニッケン石橋
 多摩区宿河原4-25-36 大成 M1F
 www.nikkenmailbin.co.jp TEL.044-328-5314



無料法律相談

- 相談日 ■ 4月9日(火) ■ 5月9日(木) ■ 6月13日(木)
- 開催時間 14:00~17:00
- 場所 川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)
- 相談員 担当弁護士


※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101
 ※商工会議所のご協力により、**法人会会員が利用できます。**



無料融資相談

- 相談日 随時(事前予約制)
- 開催時間 9:00~17:00
- 場所 川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)
- 相談員 川崎市商工会議所 職員

※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101
 ※商工会議所のご協力により、**法人会会員が利用できます。**



KAWANISHI NEWS

プロスリングHEAT-UPの選手が川崎西税務署広報大使に

川崎西税務署は1月29日、プロスリングHEAT-UPのTAMURA☆GENE☆さん、兼平大介さん、今井礼夢さん、秦野友貴さん、ハジメさんの5選手を川崎西税務署広報大使に任命しました。

広報大使たちは早速、国税電子申告・納税システム「e-Tax」でスマートフォンを使った確定申告を体験し、新百合ヶ丘駅前で確定申告の広報活動に参加しました。





法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社/
神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3(新横浜Kビル8F)
TEL 045-471-2301

AIG AIG損害保険株式会社
横浜支店/
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

**期限内納付のための
納税資金の積立てを
お願いします!**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

<p>多摩区・麻生区 DATA</p> <p>2024年2月1日現在</p>	<p>◆ 多摩区</p> <p>人口 225,192人 (前年同月より+1,092人)</p> <p>世帯数 119,014世帯 (前年同月より+1,561世帯)</p>	<p>◆ 麻生区</p> <p>人口 180,472人 (前年同月より-221人)</p> <p>世帯数 81,907世帯 (前年同月より+815世帯)</p>
---	---	--

編集後記

日増しに暖くなる季節を迎え、新しい年度が始まりました。今回の会報誌では、新たなスタートにふさわしい特集をお届けします。最近では、テクノロジーの進歩が目覚ましいです。デジタル化やAIなどを事業に活用する企業も増えていきます。これにより、生活がより便利になり、効率化が進むことで余裕のある時間が増える予想されています。この時間を使って、豊かな価値観や感性、文化、コミュニケーションに注目し、より人間らしい暮らしを築ければと思います。広報・IT委員会では、様々な技術を活用し、効率化を模索しながら環境整備を進めています。これらの取り組みを活かし、地域に根ざした温かみのある会報誌を提供できるよう努めてまいります。会員の皆様、そしてこの号を手にとってくださった皆様に、新年度が充実した一年となりますよう心からお祈り申し上げます。

公益社団法人 川崎西法人会 広報・IT委員会 三浦 貴之